

戦争するための国民総監視体制の一環である 国家情報会議・国家情報局設置法案の成立に抗議する

2026年5月27日

日本国民救援会

会長 伊賀カズミ

本日、参議院本会議で、国家情報会議を設置し、その事務局として内閣情報調査室（内調）を国家情報局に格上げをする国家情報会議・国家情報局設置法案が、自民、維新、国民民主、公明、参政などの賛成多数で可決された（立民、共産、社民、れいわなどが反対）。

日本国民救援会は、戦争するための国民総監視体制の一環である本法案の成立に厳しく抗議する。

「9条改憲反対」、「軍事費の拡大、武器輸出反対」など戦争国家化に反対する市民の運動が広がるもとで、高市政権は国民総監視の「スパイ防止法」体制を狙っている。

昨年10月、自民・維新は、インテリジェンス（情報の収集・分析、諜報）機能の強化として、①26年の通常国会で、国家情報局、国家情報会議を設置する、②27年度末までに対外情報庁を創設する、③27年度末までに情報要員（インテリジェンス・オフィサー）養成機関を創設する、④速やかに法案（インテリジェンス・スパイ防止関連法制＝基本法、外国代理人登録法およびロビー活動公開法など）を策定・成立することを連立合意書で確認している。

今回成立した国家情報会議設置法は、その国民総監視体制の第1弾である。国家情報会議は、首相を議長として9人の大臣で構成され、重要情報活動（安全保障やテロ活動など）や外国の情報活動への対処などについて調査・審議をおこなう。同会議は、外交・軍事政策を決める国家安全保障会議（NSC）と同格の組織となり、この2つの機関が“戦争のための司令塔”となる。

また、国家情報局は、これまで違法な国民監視をおこなってきた公安警察や公安調査庁、自衛隊の情報保全隊などの監視・諜報機関をはじめとした、すべての官庁が収集している情報を一元集約し、必要に応じて提供をさせることができる総合調整権など、強大な権限をもつ国民監視の司令塔となる。

警察庁は、大垣警察市民監視事件で、住民運動の監視について「通常の警察業務の一環」と国会で答弁し開き直っていたが、裁判で違法と厳しく断じられた。また、イラク戦争に反対した市民を監視した自衛隊情報保全隊の活動も、裁判で違法と断罪されている。しかしこのような違法活動について、警察や自衛隊は反省もせず、監視活動の中止も表明していない。今回の法案は、これまで明らかになった諜報活動について違法と断じられてきたものを、公然と合法化するものである。また、違法活動を監視する機関も設けておらず、人権侵害の抑制が担保されず、国民監視に歯止めがかからない。

くわえて、今後、「スパイ防止法」の制定をはじめとして、「日本版CIA」ともいわれる「対外情報庁」やスパイ養成機関の創設、特定の国を敵視し監視する「外国代理人登録法」などが狙われている。

これらは、「スパイ防止」に名を借りた差別と分断の国民監視・戦時統制体制づくりであり、戦争に反対する市民や団体を監視し、抑圧することが狙いである。

国民救援会は、国家情報会議設置法の成立に断固抗議するとともに、新たな諜報機関による国民監視・統制を許さないために奮闘する。そして、今後狙われている国民監視・戦時統制体制づくりを阻止するため、多くの市民・団体と力をあわせて奮闘する決意である。